

Ⅲ 家内労働の現状

平成28年10月1日現在の家内労働の現状をみると次のようになります。

1 家内労働従事者（第1表）

平成28年10月1日現在、家内労働に従事する者の総数は11万989人です。その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受けて、主として自宅で物品の製造、加工等に従事している家内労働者は10万7,747人、家内労働者の同居の親族で、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は3,242人となっています。

2 家内労働者

(1) 推移（第1表）

家内労働法が制定された昭和45年以降の家内労働者数の推移をみると、昭和48年の184万4,400人をピークとして、その後減少が続いています。

平成28年は、前年に比べ3.0%減少し、10万7,747人でした。

(2) 男女別（第1表）

家内労働者数を男女別にみると、男性が1万1,250人であるのに対し、女性は9万6,497人と全体の89.6%を占めています。

(3) 類型別（第1表）

家内労働者数を類型別にみると、家庭の主婦などが従事する内職的家内労働者が10万2,068人で全体の94.7%と大部分を占め、世帯主が本業として従事する専門的家内労働者は4,759人（4.4%）、農業や漁業の従事者等が本業の合間に従事する副業的家内労働者は920人（0.9%）となっています。

(4) 業種別（第2表）

家内労働者数を業種別でみると、衣服の縫製、ニットの編立てなどの「繊維工業」が2万9,787人（27.6%）と最も多く、次いで貴金属製造、がん具花火製造などの「その他（雑貨等）」が2万4,999人（23.2%）、コネクター差しなどの「電気機械器具製造業」が1万2,901人（12.0%）、となっており、これら3業種で全体の62.8%を占めています。

(5) 都道府県別（第3表）

家内労働者数を都道府県別にみると、愛知県が8,963人と最も多く、次いで静岡県が8,075人、東京都が4,189人となっています。

(6) 危険有害業務に従事する家内労働従事者数（第4表）

危険有害業務に従事する家内労働従事者数は、1万1,301人で、家内労働従事者数に占める割合は10.2%となっています。

業務の種類別にみると、動力ミシンやニット編み機など「動力により駆動される機械を使用する作業」が、8,728人と最も多く、危険有害業務に従事する家内労働従事者全体の77.2%を占めています。

3 委託者

(1) 委託者数（第5表）

平成28年10月1日現在の委託者数は、7,516で、その内訳をみると、製造又は販売業者が7,244、製造又は販売業者から製造、加工等を請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が272となっています。

(2) 業種別（第5表）

委託者数を業種別でみると、「繊維工業」が3,018（40.2%）、「その他（雑貨等）」が1,164（15.5%）、「電気機械器具製造業」が770（10.2%）で多く、これら3業種で全体の65.9%を占めています。

(3) 1委託者当たりの平均家内労働者数（第5表）

1委託者当たりの平均家内労働者数は14.3人で、業種別にみると、「ゴム製品製造業」が26.0人と最も多く、次いで「その他（雑貨等）」が21.5人となっているのに対し、「繊維工業」は9.9人と最も少なくなっています。

4 代理人

(1) 代理人数（第5表）

委託者が多数の遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合は、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払い等を行うことが距離的、時間的に難しいことから、これらの業務を行わせるため、家内労働者との間に代理人を置いていることがありますが、その数は平成28年10月1日現在299人となっています。

(2) 業種別（第5表）

代理人数を業種別にみると、「その他（雑貨等）」が98人（32.8%）と最も多く、次いで「繊維工業」が86人（23.5%）、「紙・紙加工品製造業」が34人（11.4%）となっています。